

# 四国道路啓開等協議会

## 設立趣意書

四国地域では従来より、東南海・南海地震を想定した対策について、関係機関が連携・協力して推進してきたところであるが、東日本大震災による甚大な被害とその教訓を踏まえて、四国地域の関係機関が共同で、「四国地震防災基本戦略」を平成23年12月に策定し、政府においては、想定される最大規模の地震として南海トラフを震源とするマグニチュード9クラスの巨大地震の発生と、それによる被害想定を公表しているところである。

さらに、四国4県においても、南海トラフ地震を対象とした最大クラスの地震・津波に対する津波浸水想定や被害想定を見直し公表しており、関係機関がこれらに基づき対策を強化・推進しているところである。

一方、大規模地震災害発生時には、津波による大量のがれきの発生が懸念されること、さらに道路の被災により大量の放置車両の発生も懸念されること、また、大雪時にも車両の通行が困難となることにより、立ち往生車両や放置車両が発生する可能性も懸念されることから、放置車両対策等の強化を図るため、平成26年11月に災害対策基本法が改正されたところである。

これらの大規模災害時の救援・救護、救出活動に必要な緊急輸送道路の早期確保のため、広域道路啓開は重要である。

以上の状況を踏まえ、本協議会は、南海トラフ地震などの大規模災害における道路啓開について、関係機関の連携・協力により、強力かつ着実に推進していくことを目的に設置するものである。